

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：内閣府 賞勲局

施策名	栄典事務の適切な遂行 【実績評価方式】	政策体系上の位置付け 栄典事務の遂行
<p>施策の概要</p>	<p>栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、賞勲局は、これに関連する審査、伝達等の事務を行っている。 叙勲が生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものであるのに対して、褒章は、特定の分野における善行等を表彰するものであり、現在、生存者に対する勲章・褒章の授与は原則として年2回、春は4月29日、秋は11月3日に春秋叙勲及び褒章（紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章及び藍綬褒章の5種類）が、また、著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年閣議報告）等に定められた総数の発令に努め目標を達成した。 一般推薦制度に係る内閣府のホームページへのアクセス数については、前年度実績を上回ることはできなかったが、同制度の周知に努めた結果、年度後半にかけて、前年同月のアクセス数を上回るなど、目標の達成に向けて一部進展があった。なお、ホームページへのアクセス数が前年度実績を上回ることでできなかったのは、平成15年の制度改革において創設した一般推薦制度が、創設から5年を迎え社会・国民の間に定着してきたこと、また、毎年4月下旬から5月上旬にかけては春の叙勲及び褒章に関するマスコミ報道が行われることから、本来であれば平成20年5月においては相当数のアクセスが期待されるところ、何らかの要因で前年同月のアクセス数を大きく下回ったことなどが要因として考えられるところである。 栄典は国民にとって高い関心事項の一つとなっている。それは春、秋それぞれの発令日の前日においては褒章が、発令日当日においては叙勲に係る報道が新聞各紙等で大きく取り上げられている（平成20年度は、全国紙、ブロック紙、地方紙各紙等において取り上げられた）ことでも示されており、勲章・褒章の制度は広く国民に浸透・定着しているものである。</p> <p>（必要性） 我が国の栄典制度は、国家、公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを表彰する重要な制度として定着しているところであるが、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、栄典制度の見直しを行い、平成15年秋の叙勲及び褒章から現在の制度に移行した。 また、栄典の授与は、日本国憲法に規定された、内閣の助言と承認による天皇の国事行為であり、天皇と国民を結ぶ役割を果たしている。 栄典制度の在り方に関する懇談会報告書（平成13年10月29日）においても、栄典の意義について、「そもそも栄典は、国家・公共への功労を国が評価し、その榮譽を称えるものであり、社会に対して、国家・公共の観点から評価されるべきものは何かを示すという役割を果たしている。国民の価値観が多様化している現代において、個人が、自律・自助、自己責任の意識とともに他者の存在を認めて思いやる心を持ち、そして社会の構成員としての権利・義務・責任の意識を持つことは、健全な社会が成り立つ上で不可欠である。このような公の精神が広く国民に行きわたる上で、国家・公共への貢献に対し国家がこれにふさわしい評価を行うことには大きな意義がある」、また「多くの受章者が自らの功績が評価されたことに、感激と喜びを感じている。日々公共のために努力を重ねている人々、地域において高い志をもって公共のための活動を行っている人々にとっては、栄典は大きな励みになっており、期待も非常に高い」としている。</p> <p>（有効性） 「栄典制度の改革について」（平成14年8月7日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成15年秋の制度改革以降、 ・受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランスとなるよう努めた結果、全受章者に占める民間分野の受章者（公選職を除く）の割合が平成20年春、秋の叙勲ともに約42%と高いものとなった。 ・民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘に努めた結果、平成20年春の叙勲では、過去最多と同数の受章者数となった。 ・人目につきにくい分野等であって多年にわたり業務に精励した受章者の増加に努めた結果、平成20年春の叙勲では、全受章者に占める人目につきにくい分野等の受章者の割合が約34.4%と高いものとなった。 ・女性受章者の増加に努めた結果、平成20年春の叙勲では、制度改革以降最多の受章者数になるとともに、全受章者に占める割合では初めて9%台に達した。 ・外国人の功績者の発掘に努めた結果、平成20年秋の叙勲では、制度改革前後を通じて過去最多の受章者数となった。 など、栄典制度の適切な運用に努めるとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年5月16日内閣総理大臣決定、平成15年5月20日閣議報告）等に定められた総数の発令に努めている。</p> <p>（効率性） 平成15年秋の制度改革以降受章者数が増加したが、審査業務に必要な先例調査や前叙（栄典の候補者が従前に受章した勲章・褒章）調査等を迅速・効率的に処理する栄典事務効率化システムの運用等により業務の効率化を図り、公正かつ適正に対応することができた。また、同システムの利便性向上及びセキュリティ強化を目的としてシステムの再構築を行い、業務の更なる効率化を図った。なお、システムの再構築に当たっては、一般競争入札を実施した。</p>	

(反映の方向性)

栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、

- ・中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘
- ・官民比率のバランスに留意
- ・民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘
- ・人目につきにくい分野等にあつて業務に精励した功労者の発掘
- ・女性の功労者の発掘
- ・外国人の功労者の発掘

・褒章のうち自己の危険を顧みず人命救助に尽力した者（紅綬褒章）、自ら進んで社会奉仕活動に従事し徳行顕著な者（緑綬褒章）の発掘

など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努めていく。

また、一般推薦制度に係るホームページのアクセス数が前年度実績を下回ったことを踏まえ、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、同制度に係る広報活動の強化に努めていくこととした。

【達成目標、達成状況、実績値、達成目標の設定の考え方】

達成目標 (平成20年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		19年度	20年度	
春秋叙勲の発令数 (春秋の発令ごとにおおむね4,000名)	達成できた	春： 4,036名 秋： 4,061名	春： 3,973名 秋： 4,028名	春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年5月16日内閣総理大臣決定、平成15年5月20日閣議報告）において、春秋叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね4,000名とするとされている。
危険業務従事者叙勲の発令数 (毎回の発令ごとにおおむね3,600名)	達成できた	第8回： 3,591名 第9回： 3,616名	第10回： 3,617名 第11回： 3,612名	危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について（平成15年5月20日閣議了解）において、危険業務従事者叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね3,600名とするとされている。
春秋褒章の発令数 (春秋の発令ごとにおおむね800名)	達成できた	春：760名 秋：794名	春：754名 秋：789名	褒章受章者の選考手続について（平成15年5月20日閣議了解）において、褒章の受章者の予定者数は、毎回おおむね800名とするとされている。
発令日 〔春：4月29日 秋：11月3日〕	達成できた	春： 4月29日 秋： 11月3日	同左 同左	勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について（昭和53年6月20日閣議了解）において、春は4月29日、秋は11月3日に発令するものとされている。
「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数（平成19年度：約27,000件）（前年度比増）	達成に向けて一部進展があった	—	前年度比減 (約23,500件)	一般推薦制度の国民への周知度を推し測る指標として、前年度アクセス数を目安とした。